

独立行政法人日本スポーツ振興センター
「災害共済給付制度」への加入について

保護者 様

園 長
学 校 長

授業中、休み時間や登下校の際にどうしても発生してしまう不備の災害に備えて、札幌市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)と災害共済給付契約を結んでおります。

センターの災害共済給付制度は国、教育委員会、保護者が経費を負担するいわば互助共済制度であり「学校の管理下における児童生徒の災害に対して給付を行い、もって学校教育の円滑な実施に資する」ことを目的としております。

主な給付内容は下記のとおりです。

制度についての概要は以下をご覧ください。

記

災害共済給付を申請する時は学校から申請に必要な書類をお渡します。学校までご連絡ください。

1 給付の対象

医療保険各法(健康保険・国民健康保険)等に基づく療養に要する費用の額が、一つの災害につき500点(5,000円)以上のものについて医療費を支給しています。

- (1) その原因である事由が学校の管理下(※1)で生じた「負傷」や「疾病」
- (2) 学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った「障害」。
- (3) 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する「死亡」。

※1 学校の管理下とは「授業中」「学校の教育計画に基づく課外指導中」「休憩時間中及び学校の定めた特定時間中」「通常の経路及び方法による通学中」「寄宿舎にあるとき」などの場合をいいます。

2 給付金額等

(1) 負傷・疾病について

療養に要する費用の額の4/10が支給されます

(3/10は医療費の自己負担分、1/10は療養に伴って要する費用としての加算分)

ただし、高額療養費の対象となる場合や子ども医療費助成など他の法令による医療費助成の対象となる場合は、「自己負担額(所得区分や法令による負担額が異なります)」に「療養に伴って要する費用としての加算分にあたる1/10」を加えた金額が給付されます。

(2) 障害について

障害の程度に応じて3,770万円(第1級)から82万円(第14級)までが障害見舞金として給付されます(なお、通学中の場合は金額が半額となります)。

(3) 死亡について

運動などの行為に起因する突然死の場合2,800万円が死亡見舞金として給付されます(なお、運動などの行為と関連の無い突然死、または通学中の場合は金額が半額となります)。

※障害・死亡見舞金の給付額は変動することがあります。

3 共済掛金(保護者負担金)

学 校 種 別	1人当たり年額
幼 稚 園	1 8 0 円
小 中 学 校	4 6 0 円
特別支援学校(小・中)	3 6 0 円

※中学校には中等教育学校前期課程を含む。

掛け金は学校徴収金を支払っている口座から引き落とされます。【今年度は6月10日】

4 給付の制限を受けるもの

- (1) 他の法令により医療費の助成を受けた場合(または受ける場合)

他の法令により医療費の助成を受けた[受ける]場合は給付額が調整されますので、学校へ請求する際に、かならず助成内容及び自己負担額をお申し出ください。

- (2) 高等学校の生徒の重大な過失による災害の場合

- (3) 交通事故などの災害で第三者から損害賠償を受けた場合

登下校中の交通事故など、第三者に責任のある災害については、加害者からの損害賠償が優先されます。

なお、加害者から受けた損害賠償の額がセンターから給付される給付金額より少ない場合は差額をセンターに請求することができます。

また、ひき逃げについては、警察が立ち会い「交通事故証明」が発行されれば「自動車損害賠償保障事業」による救済措置が受けられますので、必ず警察に届け出を行ってください。届け出を行ってもなお第三者からの賠償が受けられない場合は学校にご相談ください。

5 給付の対象とならないもの

- (1) 保険診療以外のもの

例：歯牙破損や抜歯した後に装着される補綴で、医療保険診療以外のもの
：眼鏡の破損修理代、購入代、初診時特定医療費、差額ベッド代等

- (2) 医師の同意なしに「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧師の施術」を受けた場合
当該施術はセンターの認める疾病に対して医師の同意に基づき、医療保険診療として行われたものが支給対象となります。よって、医師の同意書無しにこれらの施術を受けた際は、給付対象となりません。

- (3) 生活保護世帯の小・中学校児童生徒の医療費

生活保護を受けている世帯に属する小・中学校の児童生徒に係る災害については、生活保護法による医療扶助が行われるため、医療費の給付は行われません。ただし、障害見舞金及び死亡見舞金は給付対象になります。

- (4) 高等学校の生徒における故意の犯罪行為又は故意の災害の場合

ただし、いじめ、体罰、その他の本人の責めに帰すことができない事由により生じた強い心理的負担による故意の災害は除く。

- (5) 障害見舞金給付後の医療費

障害見舞金は、療養の効果が期待し得ない状態で、治療又は症状が固定したとくに、残った障害の程度に応じて給付されるものなので、見舞金の支給後に療養を受けたとしても、その医療費は原則給付対象となりません(審査の結果、支給の対象とならなかった場合も同様です)。

6 その他

- (1) 同一の災害の負傷または疾病について、医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

- (3) 給付金は、学校に申請手続きをしてから、概ね2～3か月後に支給されます。

本文書は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

制度の詳細や、法令等の情報は、日本スポーツ振興センターホームページ「学校安全 web」(<http://www.jpnssport.go.jp/anzen/>)でご覧になれます。